

## 相模原市立博物館における飲料等自動販売機設置運営事業公募要領

## 1 設置場所

室名	台数	貸付面積 ※	販売品目	最低貸付料 (年額)
1階休憩コーナー	2台	2.16㎡	飲料(缶・ペットボトル) 2台 ※一部紙パックも可	190,000円
2階喫茶室	3台	3.8㎡	食品(飲料自動販売機の販売品 が一部食品のものも可) 1台 飲料(カップ式) 1台 飲料(缶・ペットボトル) 1台 ※一部紙パックも可	

※面積には、転倒防止用の固定板や空容器回収箱のスペースを含む。

別図「自動販売機設置場所」のとおり

## 2 貸付期間

令和8年8月2日(日)から令和13年7月31日(木)まで

※設置日は、令和8年8月2日(日)から令和8年8月20日(木)までの間とする。

## 3 日程

入札参加受付期間 令和8年6月12日(金)～令和8年6月23日(火)

入札書送付期限 令和8年7月2日(木) 必着

入札日 令和8年7月3日(金) 午前10時00分

契約期限 令和8年7月10日(金)

(契約保証金納入期限は令和8年7月9日(木)まで)

## 4 入札参加資格

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成8年4月1日施行)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「市暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められないこと、又は、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。)第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。

- (6) 市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 公告日現在、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。）に基づく令和7・8年度競争入札参加資格者として登録されていること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定が確定している者を除く。）でないこと。
- (9) 事業協同組合が申請する場合、当該組合の組合員は申請できない。この場合、事業協同組合は組合の組合員を示す名簿を提出すること。
- (10) 引き続き1年以上、飲料自動販売機の設置営業を営んでいること。

## 5 契約上の主な条件

### (1) 賃貸借契約の内容

本件賃貸借契約は、地方自治法238条の4第2項第4号の規定に基づく賃貸借契約となる。市（以下、「賃貸人」という。）は賃貸借物件（設置場所）を落札業者（以下、「賃借人」という。）へ貸付を行う。

### (2) 賃貸借物件の用途等

賃貸借物件は、「自動販売機設置運営事業」の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければならない。また、自動販売機及び空容器回収箱の設置・運営に伴う工事費用、電気料等の費用は賃借人の負担とする。

### (3) 契約保証金

ア 契約保証金は、契約金額（総額）の100分の10以上とする。

イ 契約保証金は、賃貸人の発行する納入通知書により、「3 日程」で示した期日までに指定金融機関にて納入するものとする。

ウ 過去2年以内に満了した、市・国又は地方公共団体との同種・同規模の契約実績がある場合には、契約書の写しを提出することで契約保証金を免除することができる。

### (4) 禁止事項

ア 貸付物件は、指定用途以外の用途で使用することはできない。

イ 貸付物件に設置する自動販売機は、酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類又はその類似品を販売することはできない。

### (5) 資料の提出

本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況は、年度ごとに賃貸人に報告しなければならない。また、賃貸人が必要があると認めるときは、賃借人に対して、その参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができる。この場合、賃借人は必ず賃貸人に協力しなければならない。

### (6) 貸付物件の引渡し及び返還

貸付物件は、貸付期間の初日に現況有姿の状況で引き渡しを行う。

返還は、引き渡し時点と同じ状態に回復して行わなければならない。ただし、貸付期間

の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができると明らかになった場合は、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

(7) 自動販売機及び空容器回収箱の設置については、次のとおりとすること。

ア 飲料自動販売機（缶・ペットボトル）は、可能な限り電子マネーが使用できる自動販売機とすること。

イ 自動販売機及び空容器回収箱が、使用可能な状態で常時設置されていること。

ウ 省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。

エ 災害発生時に自動販売機の飲料を無償で市民に提供できる機器とし、災害発生時において相模原市が飲料の提供を必要と判断した場合は、その時点で残存する自動販売機内の飲料を無償で提供すること。

なお、災害発生時、電気が供給されない状況であっても使用（対応）可能な機器又は方法を用意すること。

オ 貸付期間の開始後、施設管理者の指示に従い速やかに指定の位置に自動販売機及び空容器回収箱を設置し、設置後はその完了した旨を当該施設管理者に報告すること。

カ 床面及び壁面への直接のボルト止めをしないなど、施設の躯体に負担のかからない方法により、かつ転倒防止などの安全に配慮して、自動販売機及び空容器回収箱等を設置すること。

キ 電気工事等を必要とするときは、施設管理者の指示に従って行い、工事完了後はその旨を直ちに当該施設管理者に報告し、検査を受けること。

ク 自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は施設管理者の日常管理責任の範囲外とする。

ケ 上記オの報告後、施設管理者が確認を行い、施設管理上支障があると認められる場合は、指示に従い速やかに是正すること。

(8) 販売品については、次のとおりとすること。

ア 販売品は、1階休憩コーナーの2台及び2階喫茶室の1台は缶・ペットボトルの飲料（一部紙パックも可）とし、いずれも酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類又はその類似品を除くこと。また、2階喫茶室の1台は食品自動販売機（飲料自動販売機の販売品が一部食品のものも可）、1台はカップ式の飲料自動販売機とすること。

イ 販売品の維持管理及び補充は、賃借人の責任において行うこと。

ウ 関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。

(9) 販売品補充の搬入及び飲料容器等の回収は、次のとおりとすること。

ア 販売品補充のための搬入及び飲料容器等の回収頻度、方法、時間帯等については、施設管理者の指示に従うこと。

イ 施設管理者の指示に従い、缶・ペットボトル等を分別回収し、適正に処分すること。

(10) 賃貸借物件付近の電源を使用すること。ただし、自動販売機には電気の使用量を計る子メーターを設置すること。

## 6 入札申込手続

申込にあたっては、本募集要項を熟読し、契約の条件、現地の状況等を確認のうえ申し込むこと。※現地への状況確認の際は、予め施設へ連絡すること。

## (1) 受付期間

令和8年6月12日(金)～令和8年6月23日(火)(月曜日を除く)

午前9時30分から午後5時まで

## (2) 受付場所

相模原市中央区高根3-1-15 相模原市立博物館 管理事務室

電話 042-750-8030

FAX 042-750-8061

## (3) 申込方法

受付場所に直接書類を持参すること。

※郵送での受付も可とする。その場合は博物館へ「入札参加申込書」とその他必要書類を一般書留又は簡易書留郵便にて送付すること。(令和8年6月23日(火)必着)

## (4) 必要な書類

ア 入札参加申込書

イ 市・国又は地方公共団体との同種・同規模の契約実績がある場合、契約書の写し(過去2年以内に契約が満了しているもの)2契約分

※提出書類は返却不可。

## (5) 入札参加資格審査

参加申込の受付後、参加資格の審査を行い、結果についてFAXまたはEメールで通知する。

## (6) 質疑応答

業務内容等に質問等がある場合は、令和8年6月24日(水)午後5時までに質疑応答書を相模原市立博物館宛へ、FAXまたはEメールで送信すること。

回答は、令和8年6月26日(金)までに、入札参加資格のある申込者全員にFAXまたはEメールにて送信する。

FAX 042-750-8061

Eメール [hakubutsukan@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:hakubutsukan@city.sagamihara.kanagawa.jp)

## 7 入札保証金について

契約規則第8条第3号により免除とする。

## 8 入札について

## (1) 入札及び開札の日時

令和8年7月3日(金)午前10時00分

## (2) 入札方法

郵便入札(入札書を一般書留又は簡易書留郵便により受領して行う)

## (3) 入札時の注意

ア 別紙5「郵便入札の注意事項」を熟読し、指定された方法で入札書を送付すること。

イ 入札書に記載する入札金額は、1年間の貸付料の金額(税抜き)に記載すること。

ウ 投函した入札書の差し替え又は撤回は不可。

## 9 入札の無効及び失格

次の各号の一つに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格がない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印のないもの、金額の記載のないもの又はその他の要件が認知しがたい入札
- (3) 入札に関し、不正行為があったものの入札
- (4) 最低貸付料に達しない貸付料で入札した者の入札
- (5) その他、この公募要領で指定した以外の方法により入札した者の入札

## 10 落札者の決定

- (1) 落札者は、最低貸付料以上の価格を以って有効な入札を行った者のうち最高価格の入札を行った者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上いるときは、くじによって落札者を決定する。

## 11 契約の締結

- (1) 落札者は、令和8年7月9日（木）までに契約保証金の納入及び市有財産借受申請書を提出した上で、相模原市と市有財産賃貸借契約を締結すること。
- (2) 契約書（案）は別紙のとおり。なお、契約は年額で行う。
- (3) 契約に要する費用は、賃借人（落札者）の負担となる。なお、期限までに契約を締結しない場合、落札は無効となる。

## 12 貸付料

貸付料は、賃貸人が発行する納入通知書により、年度ごとに指定する期日までに納入すること。

## 13 自動販売機に係る電気料

自動販売機に係る電気料については、賃貸人が発行する納入通知書により指定する期日までに納入すること。

## 14 入札結果の公表

入札結果については、その内容（落札金額）を相模原市ホームページにて公表する。

## 15 お問い合わせ

〒252-0221 相模原市中央区高根3-1-15

相模原市立博物館

電話 : 042-750-8030

FAX : 042-750-8061

e-mail : [hakubutsukan@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:hakubutsukan@city.sagamihara.kanagawa.jp)